

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
12月1日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 一 森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）
 - 二 道路の位置の指定（建築指導課）
 - 三 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（住宅課）
- 公告
 - 一 国土調査の成果の認証（政策企画課）
 - 二 県営本郷地区農業競争力強化農地整備事業に係る不換地の指定（農村整備課）



山口県告示第四百四号

令和二年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和二年十二月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単 位 区 域	許可をすべき皆伐面積の限度	土砂流出防備保安林
		（ヘクタール）	（ヘクタール）

二 魚つき保安林

区域	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度
阿北地区	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。）阿武郡阿武町	一〇五・八四	萩市（平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。）山口市（平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。）	九四六・二三	二五二・二〇	二三一・八九
橋本川	長門市	四四六・四五		一八三・一四		
大津地区	下関市	三六三・七七		一八二・八九		
豊浦地区	宇部市 美祢市 山陽小野田市	六二一・六五		二四八・七四		
厚東川・厚狭川	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	二三九・九〇		三五一・〇八		
樫野川	山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳市の区域に限る。） 防府市	六六八・〇五		三七五・五七		
佐波川	下松市 周南市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。） 新南陽市	四二五・九〇		一八三・二二		
徳山地区	光市 周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 熊毛郡上関町 田布施町及び平生町	一・九四		七七・二五		
田布施川・島田川	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市	一四・六六		一七六・一三		
由宇川・柳井川	岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市並びに玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る。） 玖珂郡和木町	五四二・〇〇		一四〇・七一		
錦川下流	大島郡周防大島町	六・九八				

三 保健保安林

区域	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度
阿武町	宇部市	〇・一二	周防大島町	一一・五二		
萩市	防府市	三・九〇				
長門市	下松市	三・二八				
下関市	周南市	〇・五〇				

山口県	許可をすべき皆伐 面積の限度 (ヘクタール)
一三四・五八	

山口県告示第四百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和二年十二月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市生野屋西四丁目一〇八九の一	四・〇	三五・七	令和二、一九

山口県告示第四百六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、鶴の島県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年十二月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 鶴の島県営住宅新築工事
- (一) 工事場所 宇部市鶴の島町六番地二二
- (二) 工事の概要

構	造	延	べ	面	積	戸	数
---	---	---	---	---	---	---	---

鉄筋コンクリート造 地上五階建

一、〇一九平方メートル

一五戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和二年十一月三十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
持参し、又は郵便により提出するものとする。
- (三) 申請書等の提出場所
山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
令和二年十二月十七日から同月二十二日までの午前八時三十分から午後五時十五

分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和三年一月六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三―三八七〇）にすること。



(二六二) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和二年十二月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下 関 市	平成二十九年四月一日から令和元年十二月十七日まで	下関市地籍図	豊北町大字北宇賀の一部
宇 部 市	平成三十年四月一日から令和二年二月十二日まで	宇部市地籍図 宇部市地籍簿	大字小野及び大字船木の各一部

二 認証年月日

令和二年十二月一日

(二六二) 県営本郷地区農業競争力強化農地整備事業に係る不換地の指定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営本郷地区農業競争力強化農地整備事業の施行に係る地域につき、次の従前の土地を換地を定めない土地として指定しました。

令和二年十二月一日

土 地 の 所 在 地

長門市油谷向津具下字下本郷二七〇五

山口県知事 村岡 嗣 政

地 目

田

地 積
（平方メートル）

一、八一〇

令和二年十二月一日
発行

発行人

山口県知事